

事務連絡
令和4年 8月15日

施設利用者の皆様

五所川原市教育委員会
教育長 原 真 紀（公印省略）

大雨の災害対応に伴う社会体育施設の臨時休業について

令和4年8月9日から続く大雨による災害対応を行うため、市の指定避難所となっている施設については、下記の期間、臨時休業とします。

指定避難所となっていない施設については、令和4年8月16日（火）から再開しますが、想定外の災害が発生した場合は急遽臨時休業とすることがございます。

施設の利用様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 対象施設と休業期間

| | 名称 | 臨時休業の終期 | 備考 |
|----|--------------------|------------|---------|
| 1 | 市民体育館 | 8月17日（水）まで | 指定避難所 |
| 2 | 市営球場 | 8月15日（月）まで | |
| 3 | 市営庭球場 | 8月15日（月）まで | |
| 4 | つがる克雪ドーム | 9月20日（火）まで | 屋根膜修繕中 |
| 5 | 勤労者総合スポーツ施設 | 8月17日（水）まで | 指定避難所 |
| 6 | 漆川体育館 | 8月17日（水）まで | 指定避難所 |
| 7 | 弓道場 | 8月15日（月）まで | |
| 8 | 北斗グラウンド | 8月15日（月）まで | |
| 9 | 金木運動公園 | 8月15日（月）まで | |
| 10 | 金木相撲場 | 8月15日（月）まで | |
| 11 | 金木 B&G 海洋センター（プール） | 8月15日（月）まで | |
| 12 | 市浦 B&G 海洋センター（体育館） | 8月17日（水）まで | 指定緊急避難所 |
| 13 | 山村広場 | 8月15日（月）まで | |

※ 指定避難所となっていない施設については、令和4年8月16日（火）から再開しますが、想定外の災害が発生した場合は急遽臨時休業とすることがございます。

五所川原市教育委員会社会教育課スポーツ振興室
TEL：0173-35-2111（内線 2933）
FAX：0173-23-4095
E-mail：sports@city.goshogawara.lg.jp